

合 意 書

2006年5月9日（火）17時30分～19時00分実施された琉球大学理事と琉球大学三労働組合との団体交渉の結果、以下の点について合意に達した。

ここに書面にて本合意事項について確認するものとする。

【合意事項】

1. 団体交渉のルールについて

- 1) 団体交渉においては、労使どちらかが司会をたて、交渉をスムーズに運営するものとする。
- 2) 団体交渉においては、労使どちらかが議事録をとり、双方が保管するものとする。
- 3) 団体交渉において合意した事項に関しては、合意書を作成し、文書にて合意事項を確認し、署名捺印のうえ双方が保管するものとする。

2. 使用者側が提示している改正予定規則等について

（合意案件末尾に付した番号は交渉当日使用者側が配布した資料に対応している）

- 1) 職員就業規則 減給についての規定を労働基準法に合わせた改正（2，③）
- 2) 職員就業規則 教員の懲戒に関する手続きの特例については、懲戒等規程に規定することとした改正（2，④）
- 3) 職員就業規則 旅費に関する計算等については、「旅費支給規程（新規）」によるものとした改正（2，⑥）
- 4) 職員就業規則 レクレーション委員会の廃止に伴い、レクレーションの計画等の主体を学長とした改正（2，⑦）
- 5) 職員就業規則 休業補償の規定を整理した改正（2，⑧）
- 6) 教員就業規程 教員の懲戒に関する手続きの特例については、懲戒等規程に規定することとした改正（3，②）
- 7) 一般職員人事規程 臨時的任用職員の休暇の取扱を変更した改正（4，①）
- 8) 職員の育児休業・介護休業等に関する規程 法改正に伴い育児・介護休業できる職員の範囲を拡大した改正（6，①）
- 9) 職員懲戒等規程 減給する場合の懲戒処分書の記載内容を修正した改正（9，①）
- 10) 職員懲戒等規程 教員の懲戒に関する手続きについて規定した改正（9，②）
- 11) 安全衛生管理規程 健康診断について労働安全衛生法の規定に合わせた改正（10，①）
- 12) 休業補償等支給規程 就業規則の改正に伴う、所要の改正（11，①）